

茨木市保育所等児童緊急援護費支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項又は第4項の規定により設置された保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（次において「認定こども園法」という。）第16条又は第17条第1項の規定により設置された幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第1項の規定により認定された保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園、学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条の規定により設置された幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項又は第2項の規定により設置された家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）に入所することが決定した、又は在籍する児童（以下「児童」という。）に対し、火災、風水害等の災害により教材等が使用不能となったとき等に緊急援護費を支給することで、教育及び保育の安定を図ることを目的とする。

(対象者)

第2 緊急援護費は、次の各号のいずれにも該当する児童に対して支給する。

- (1) 本市に居住している児童であること。
- (2) 保育所等に入所することが決定した、又は在籍する児童であること。
- (3) 火災、風水害その他の災害により、保育所等で使用する制服、教材等が損傷し、又は滅失した児童その他市長が緊急の援護を要すると認めた児童であること。

(支給額等)

第3 緊急援護費の額は、保育所等で使用する制服、教材等の購入に要する経費に相当する額とする。

- 2 緊急援護費の支給限度額は、20,000円とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(申請手続)

第4 緊急援護費の支給を受けようとする児童の保護者は、緊急援護費支給申請書（別記様式）に領収書、破損物の写真、その他必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、他市町村から転居してきた場合又は災害により制服、教材等を滅失した場合等については、破損物の写真の添付は不要とする。

(支給方法)

第5 緊急援護費の支給方法は、原則として口座振替により行うものとする。

(支給の取消し等)

第6 市長は、緊急援護費の支給を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急援護費を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により支給を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、緊急援護費の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年1月7日から実施する。

別記様式（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
保護者氏名
児童氏名
施設名

⑩

緊急援護費支給申請書

緊急援護費の支給を次のとおり申請します。

1 申請金額 金 _____ 円

2 被災状況

3 申請金額の内訳

(1) 制服

品 目	金 額 (円)
合 計	

(2) 教材等

品 目	金 額 (円)
合 計	

4 領収書等

領収書及び破損物の写真を添付してください。